

中津市福祉の里づくりサポーター事業に関するQ&A③

(問) 中津市の生涯学習課の事業である、「放課後中津子ども教室」にてボランティア活動を行っている。ボランティアの活動内容は、サポーター事業の主な活動内容と同じような内容なのであるが、サポーターの活動として評価してもらえるのか？

(答)

ボランティアの方を管理している「コーディネーター」の方が受入機関の担当者となり、中津市の方に受入機関の指定申請を提出して中津市の指定を受ければ、評価の対象となります。ただし、コーディネーターの方としての活動、及び、講師として放課後子ども教室に参加して、謝礼等を受け取る活動については、サポーター活動の対象とはなりませんので、注意してください。

(問) 「デイサービス」や「生きがいデイサービス」などの利用者が、サポーターの登録をして、その方が利用している「デイサービス」や「生きがいデイサービス」などの事業所が、受入機関として登録している場合は、利用日以外の日であればサポーターとして活動できるのか？

(答)

質問事項の場合、受入機関並びにサポーターは、サービスを利用する日は「利用者」、利用しない日は「サポーター」と、はっきりした区別をする必要があります。しかし、利用者としてではなく、サポーターとして事業者に活動するために来ているのにも関わらず、サービスを利用する日のように介護や世話を受けるようなことがあれば、事業所の基準に違反するような問題も想定されるため、活動することは出来ません。但し、他の法人が運営している、デイサービス及び生きがいデイサービスについては、サポーターとして活動することは出来ます。

(問) 「寄り合いの場」などで、開所日以外の活動（草刈りなど）も対象となるのか？

(答)

対象になりません。原則として、開所日の活動のみ対象となります。但し、イベントの準備などについては、認める場合がございますので、事前に相談して下さい。

(問) 評価ポイントの付与を受ける際に、代表の方が手帳をまとめて中津市社会福祉協議会に持っていくことはできないのか？

(答)

出来ます。

(問) 活動日当日に手帳を忘れたのだが、後日活動確認スタンプを押してもらうことは出来ないのか？
また、後日押せる場合、翌日などに別の事業所で活動していて、そのあとに押すことは出来ないのか？

(答)

出来ません。サポーター活動を行う際は、手帳は必ず持参して下さい。